

十八 第44条の7《商業施設等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>44の7-3</p> <p>(注)1 「小売業」については、日本標準産業分類の「<u>中分類55各種商品小売業</u>」から「<u>中分類60その他の小売業</u>」まで、「<u>中分類70一般飲食店</u>」及び「<u>中分類71遊興飲食店</u>」に分類する事業が該当する。</p> <p>2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「<u>大分類H情報通信業</u>」(通信業を除く。)<u>、「小分類693駐車場業」、「中分類72宿泊業」、「大分類N医療、福祉」、「大分類O教育、学習支援業」、「中分類79協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Qサービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)</u>に分類する事業が該当する。</p> <p>(圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額)</p> <p>44の7-4 <u>措置法令第28条の10第11項</u>.....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>44の7-12 <u>措置法令第28条の10第10項又は第20項</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>44の7-3</p> <p>(注)1 「小売業」については、日本標準産業分類の「<u>大分類I卸売業・小売業、飲食店</u>」のうち、「<u>中分類54各種商品小売業</u>」から「<u>中分類61その他の飲食店</u>」までが該当する。</p> <p>2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「<u>大分類Lサービス業</u>」が該当する。</p> <p>(圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額)</p> <p>44の7-4 <u>措置法令第28条の10第14項</u>.....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>44の7-12 <u>措置法令第28条の10第6項、第13項又は第23項</u>.....</p> <p>(食品の保管等を行うために直接必要となる共同利用施設の範囲)</p> <p>44の7-13 <u>措置法令第28条の10第4項に規定する「食品の保管、処理若しくは加工又は配送を行うために直接必要となる共同利用施設」には、例えば事業共同組合、事業共同小組合又は共同組合連合会が取得又は製作若しくは建設をする共同仕入配送センター、共同処理加工施設、共同倉庫、共同冷蔵庫</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>及び共同冷凍庫が含まれる。</u>

十九 第44条の8《特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>第44条の8《特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却》 関係</u>
(廃止)	<p><u>(事務所用又は研究所用の建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p><u>44の8-1 措置法第44条の8第1項に規定する事務所用又は研究所用(以下「事務所用等」という。)の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 事務所又は研究所の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので事務所用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p><u>(2) 事務所又は研究所において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p><u>(注) 倉庫用の建物は、事務所用等の建物に該当しない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特別償却の対象となる事務所用等の建物の附属設備)</u></p> <p><u>44の8-2 事務所用等の建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>

<p>(廃止)</p>	<p>(事務所用等とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>44の8-3 <u>一の建物が事務所用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、事務所用等に供されている部分について措置法第44条の8第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>事務所用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が事務所用等に供されているものとすることができる。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p>(圧縮記帳をした産業業務施設の取得価額)</p> <p>44の8-4 <u>措置法令第28条の11第2項に規定する一の建物及びその附属設備の取得価額が2億円以上であるかどうかを判定する場合において、その建物及びその附属設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>

二十 第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>44の10-7 <u>一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産でその取得価額の合計額が10億円を超えるものを2以上の事業年度(それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度)において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて10億円を</u></p>	<p>(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>44の10-7 <u>一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産でその取得価額が10億円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合には、措置法第44条の10第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の輸入関連事業用資産の取得価額は、次の区分に応じ、次による。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>超えることとなる事業年度（以下44の10-7において「<u>超過事業年度</u>」という。）における措置法第44条の10第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の輸入関連事業用資産の取得価額は、次の算式による。</p> <p>（算式）</p> $\left[10 \text{億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度(注1)において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額(注2)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}}$ <p>(注)1 <u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書2において同じ。</u></p> <p>2 <u>超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</u></p>	<p>(1) <u>当該生産等設備に含まれる輸入関連事業用資産のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて10億円を超えることとなる事業年度（以下「<u>超過事業年度</u>」という。）前の各事業年度において事業の用に供した輸入関連事業用資産 当該輸入関連事業用資産の取得価額</u></p> <p>(2) <u>超過事業年度において事業の用に供した輸入関連事業用資産 次の算式により計算した金額</u></p> <p>（算式）</p> $\left[10 \text{億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した輸入関連事業用資産の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の輸入関連事業用資産の取得価額}}$